

福岡県への「平成25年生活保護基準訴訟最高裁判決を踏まえた
保護費等の追加給付」の申出に関するご案内について

1. 追加給付に係る申出の対象

- (1) 今回の追加給付の申出は、平成25年8月1日から令和8年3月31日までの間に
県の保健福祉(環境)事務所で生活保護を受給されていた方であって、
ア 現在は保護が廃止されている方
イ 現在、保護を受けている県保健福祉(環境)事務所とは別の県保健福祉(環境)
事務所で保護を受けていた期間がある方
ウ 現在、保護を受けている県保健福祉(環境)事務所と同じ事務所で、過去に
保護を受けていた期間がある方
が対象となります。
(2) 令和8年4月1日以降に生活保護を受けていた方は対象となりません。
(3) 申出時点でお亡くなりになられている方についても、追加給付の対象にはなりません。

2. 追加給付に係る申出の方法

Web申出フォーム
QRコード

- (1) Web申出フォームからの申出が便利です。

スマホからでも手続きを行うことが可能です。

<https://fukuokaken-hogotsuikakyufu.q-shinsei.jp>

- (2) Web申出が困難な場合は、申出書に必要事項を記載し、必要な添付書類を添付し
た上、次の住所あて、郵送にて送付願います。この場合、郵便代は申出者のご負担



となります。

〒812-8773

博多北郵便局留

[〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号]

福岡県追加給付事務処理センター 行

(3)(1)・(2)のいずれの方法も困難な場合は、^{ほうほう}県保健福祉(環境)^{かんきょう}事務所に^{もうしでしよ}申出書及び^{てんぶしよるい}添付書類を^{ちよくせつじさん}直接持参して^{ていしゅつ}提出いただくことも可能です。

(4)県保健福祉(環境)事務所において、^{けんほけんふくし}複数の^{かんきょう}保護の^{じむしょ}受給歴がある場合は、^{ふくすう}可能な^{ほご}限り1回の^{じゅきゅうれき}申出により、^{ばあい}通算して^{かのう}追加給付を行うため、^{かぎ}申出書及び^{かい}必要な^{もうしで}添付書類^{ひつよう}に加え、^{てんぶしよるい}「保健福祉(環境)事務所受給歴チェックリスト」も併せて^{あわ}提出^{ていしゅつ}をお願いします。(チェックリストがない場合、^{ねが}過去に^{ばあい}複数の^{かこ}受給歴があっても、^{ふくすう}通算して^{じゅきゅうれき}追加^{つうさん}給付のお^{ついか}支払い^{きゅうふ}ができない^{しはら}場合があります。^{ばあい}この場合、^{ついかきゅうふ}追加給付が^{しきゅう}支給されない^{きかん}期間について、^{さいどうしで}再度^{おこな}申出を行っていただく^{ひつよう}必要があります。)

(5)申出書の^{もうしでしよ}郵送・^{ゆうそう}提出に^{ていしゅつ}当たっては、^{あた}別添の^{べってん}「^{ていしゅつしよるい}提出書類チェック表」を^{ひよう}十分^{じゅうばん}ご^{かくにん}確認の上、^{うえ}不備のないよう、^ふご^{きょうりよく}協力^{ねが}をお願いいたします。

3. ^{ついかきゅうふ}追加給付に係る^{かか}申出の^{もうしで}受付^{うけつけきかん}期間

(1)今回の^{こんかい}追加給付に係る^{ついかきゅうふ}申出の^{かか}受付^{もうしで}期間は、^{うけつけきかん}次のとおりです。

令和8年8月1日(土)～令和9年7月31日(土)まで

※ ただし、Web申出は、8月3日(月)から受け付けます。

(2)受付期間が^{うけつけきかん}限られておりますので、^{かぎ}可能な^{かのう}限り^{かぎ}お^{はや}早め^{もうしで}に^{ねが}申出をお願いいたします。

4. 申出書の記載上の留意事項

県では、申出を受け、生活保護受給データと突合した上、追加給付額を計算して支給を行います。

このため、加算等の支給状況はデータとして把握できていますので、「**5. 加算等の申出**」については、**必ずしも記載いただく必要はありません。**(空欄のままでも、こちらで把握している加算等の支給データを元に追加給付額を計算して支給します。)

ただし、**申出書の1～4の項目は必ず記載いただくようお願いいたします。**

【本件に関する問い合わせ先】

福岡県福祉こども政策部

保護・援護課 保護指導係

Tel:092-643-3595

べってん
(別添)

ていしゅつしよるい ひょう
提出書類チェック表

へいせい ねんせいかつ ほ ご きじゆんそしやうさいこうさいはんけつ ふ ほ ご ひ と う つい かきゆうふ おこな
「平成25年生活保護基準訴訟最高裁判決を踏まえた保護費等の追加給付」を行う
あ い か もうしでしよるい ひつよう
に当たっては、以下の申出書類が必要となります。

もうしで まえ もうしでしよるい きさいないよう しよるい かず かひよう しよるいおよ がいとう
申出の前に、申出書類の記載内容及び書類の数(下表の1～5までの書類及び該当
がある場合は6～8までの書類)に不備がないか、今一度ご確認ください。

	もうしで あ ていしゅつ ひつよう しよるい 申出に当たって提出が必要な書類	たいしやう 対象	ちえく欄 チェック欄
1	へいせい ねんせいかつ ふじ よ きじゆんかいてい かん さいこうさいはんけつ ふ 平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏 まえた保護費の追加給付に関する申出書(国が定める様式)	ぜんいん 全員	☐
2	ついかきゆうふ あ ひつよう ちょうさ かか どういしよ くに さだ 追加給付に当たって必要な調査に係る同意書(国が定める 様式)	ぜんいん 全員	☐
3	ほんにんかくにんしよるい 本人確認書類 (マイナンバーカードの写し、運転免許証の写し、在留カードの写し、障害者手帳の写し、パスポート等の写しのうち、いずれか1つ。)	ぜんいん 全員	☐
4	ぜんせたいいん こせきとうほん ぜんぶじこうしやうめいしよ うつ 全世帯員の戸籍謄本(全部事項証明書)の写し ※ 発行から3か月以内のものとする。 ※ げんざい ほ ご じゆきゆうちゆう ばあい ほ ご じゆきゆうしやうめいしよ ※ 現在、保護受給中の場合は、保護受給証明書による ことも可。	ぜんいん 全員 (がいくじん かた のぞ 外国人の方を除く)	☐
5	もうしでしよちゆう きさい ふりこみこうざ かか よちよきんつうちゆう うつ または 申出書中に記載の振込口座に係る預貯金通帳の写し又は キャッシュカードの写しのうち、いずれか1つ。	ぜんいん 全員	☐
6	ほけんふくし かんきやう じ むしよじゆきゆうれき 保健福祉(環境)事務所受給歴チェックリスト	ぜんいん 全員	☐

7	ぜんせたいいん じゅうみんひょう うつ 全世帯員の住民票の写し ※ はっこう げつない 発行から3か月以内のものとする。 ※ げんざい ほ ごじゅきゅうちゅう ばあい ほ ごじゅきゅうしょうめいしょ 現在、保護受給中の場合は、保護受給証明書による ことも可。	がいこくじん かた 外国人の方	☐
8	いにんじょう み ばんかくにんしよるいおよ ほんにん かんけい しょう しよるい 委任状、身分確認書類及び本人との関係を証する書類	だいにんにん かた 代理人の方	☐

※ ていしゅつしよるい ふうとう ふうにゆう あてさき い か き と は つ
 ※ 提出書類がそろったら、封筒に封入し、宛先は以下を切り取って貼り付けてくだ
さい。

キリトリ線

〒812-8773
 博多北郵便局留
 [〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号]
 福岡県追加給付事務処理センター 行